

監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	行政経営部
監査の種類	平成26年度 定期監査（27監第14号 平成27年4月21日報告）

是正改善を要する事項	措置した内容
<p>5 契約事務</p> <p>契約事務において、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱に基づく必要な措置が講じられていない例が認められた。</p> <p>※ 今回、監査を実施した契約事務の中で、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱第4条第3項に定める「契約の締結に当たっては、当該契約の締結後において、契約等の相手方が排除措置対象者に該当することが判明した場合に当該契約を解除することができるよう、あらかじめ契約書中にその旨を規定する等」の措置が必要と思われる39件のうち、14件の契約において当該措置が講じられていなかった。</p> <p>（復興支援室、ふるさと再生課、ふるさと発信課）</p>	<p>「無料法律相談業務委託契約」について、同様の事業を行っている福島市に対して、福島県弁護士会福島支部との契約内容を確認したところ、契約書に添付する覚書の中に暴力団等の排除（契約の解除）に係る条項を明記する方式で契約を締結していることが判明しました。</p> <p>平成28年度の「無料法律相談業務」の委託契約の締結にあたり、福島市と同様の方法での契約締結について、福島県弁護士会いわき支部に申し入れたところ、了承を得ることができたことから、平成28年4月1日付けの「無料法律相談業務」の委託契約においては、暴力団等の排除（契約の解除）に係る条項を明記した覚書を契約書に添付して契約を締結しました。</p> <p style="text-align: right;">（ふるさと再生課）</p>